

平成 30 年 8 月 21 日 (火)

平成 30 年第 2 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

# 会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合



# 平成30年第2回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成30年8月21日（火）〕  
午前10時 開 議

- 第 1 会期決定について
- 第 2 議案第4号 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第5号 平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）

## 追加日程

- 第 4 一般質問

出席議員（14名）

1番	牛尾治朗	2番	川岸貞利
3番	阪口勇	4番	田中 学
5番	谷口美保子	6番	真利一朗
7番	井舎英生	8番	井上源次
9番	金子拓矢	10番	河合馨
11番	鳥居宏次	12番	中井良介
13番	前田将臣	14番	米田貴志

欠席議員（なし）

---

出席議事説明員

管理者	藤原龍男	副管理者	永野耕平
理事	田中利雄	理事	土佐邦之
会計管理者	野村圭一		
事務局長	小南和巳	事務局次長	西秦幹雄
総務課長	上村昌生	環境技術課長	猪口昌宏
基幹整備担当参事	太田健一		
幹事	藤原康成	幹事	坂井永二
幹事	井谷真典	幹事	春木秀一
幹事	茶谷幸典	幹事	西谷淳一
幹事	亀井謙作	幹事	谷藤 健

午前10時17分開会

○米田貴志議長

ただいまから、平成30年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○米田貴志議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、3番阪口勇議員、4番田中 学議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定いたしました。

次に、平成30年4月分から6月分までの3カ月の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は、発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ないようですので、本報告を終わります。

次に、日程第2、議案第4号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結

についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程をされました議案第4号岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事につき、本案のとおり工事請負契約を締結いたしましたためのものであります。

当点検整備工事は、毎年、法の定めにより点検しなければならないものに合わせ、整備が必要となったものについても、効率的に整備を図ろうとするものであります。

なお、工事請負契約の内容につきましては、事務局長のほうから説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○米田貴志議長

事務局長。

○小南和巳事務局長

それでは、平成30年度定期点検整備工事につきまして、私のほうから概要を説明させていただきます。

まず、配付させていただいております資料のご確認をいたしたいと思います。資料1が、A4縦長の、平成30年度定期点検整備工事概要と書いたものでございます。続いて資料2が、A3横長のプラント全体のフローシートを示した図面でございます。次に資料3が、A4横長で、定期点検整備工事の工程表となります。資料の不足はございませんか。

それでは、資料1をごらんください。今回の定期点検整備工事概要を一覧表にしたものでございます。縦列には、点検整備を行う設備を分類し、①から⑪まで11項目に分けております。横列には、それぞれの項目ごとの設備の内容と点検整備の対象となる機器などをお示ししております。

続いて、資料2のほうをご覧いただきたいと思

います。

それでは、主な整備工事内容についてはこちらのプラント全体の流れを示したフローシート図をもとにご説明させていただきたいと思っております。

まず、図の着色部分については丸で番号を振っております。また、対象となる設備の分類を左下の凡例で示しておりますので、あわせてご覧いただけますようお願いいたします。

まず①でございますが、図の左、中ほどの、赤色の箇所でございます。設備としては受入供給設備の一端ではございますが、この装置は可燃ごみピットから万一の発火を即時に検知し、消火放水銃と連動し火災を未然に防止する装置で、その検知装置の更新を行うものでございます。

次に②は、図面の左、中ほど、オレンジ色の箇所になります。こちらが焼却炉本体で、燃焼設備となります。この部分での主な工事としましては、焼却炉本体の耐火物の補修、また焼却炉内に付着した灰の除去等を行います。

次に③、こちらは②のすぐ上のピンク色の箇所です。この部分が燃焼ガス冷却設備です。ごみ焼却により炉内は約900度余りの高温となり、ごみ焼却に伴い発生する排ガスを冷却する部分でございます。ここでごみ焼却による熱エネルギーを回収し、400度で4メガパスカルの高温・高圧蒸気を発生させる最も重要な部分でございます。この範囲が、ボイラ設備で大半が水管であることをまずご理解いただきたいと思います。

ここでの主な工事箇所といたしましては、図の中ではボイラ、S/Hとあらわしておりますスーパーヒーター、ECOとあらわしていますのがエコマイザー、それぞれ装置に付着した灰の清掃除去を行い、ボイラ水管の肉厚の測定や過熱器の保護管の取りかえを行うものでございます。

②、③につきましては、いずれも高所で複雑形状をしているため、大がかりな足場が必要となります。また、内部は狭く作業環境も極めて厳しい状況にあり、法令で定められた防護服、マスク、メガネなどの保護具を着用するため、非常に作業

効率も悪いものとなります。

また、本ボイラ設備で発生した高温・高圧蒸気を適正管理するためのポンプ機器の分解整備や、ボイラドラムの水位を監視するための水面計の分解整備など、高度な専門技術者の整備作業が必要となります。

これら②、③の全体工事費に占める割合は約67%となっております。

次に④、青色の着色箇所の部分でございますが、こちらが排ガス処理設備です。上流側になります左側から、減温塔、助剤貯槽、活性炭貯槽、触媒脱硝装置がございます。

まず、減温塔は、排ガス処理を行う前段の温度調節を行う設備で、水噴霧による塔内の付着灰の清掃点検等を行います。

次に、助剤貯槽、活性炭貯槽はバグフィルターで使用する有害物質の吸着剤を供給するもので、供給機の分解整備や減速機の取りかえを行います。

次に、触媒脱硝装置では、排ガス中の窒素酸化物を除去するためアンモニアを噴霧する装置で、その噴霧ノズルの整備などを行います。

次に⑤は図の左上で、黄色の箇所になります。余熱利用設備の蒸気タービン発電機ではございますが、今年度は電気事業法で定められた4年に1度の安全管理審査が必要な年となりますので、タービン羽根全ての開放を含む検査を行います。

次に⑥、図の紫色の箇所でございますが、3カ所ございます。図の左上から押込送風機、その左下で、二次押込送風機、図の右、中ほどでございますが、誘引通風機でございます。いずれも焼却には重要な燃焼用の空気の供給や排ガスを煙突へ放出するためのファンで、こちらはそのファン自体の清掃点検整備を行うものでございます。

次に⑦、図の右下で緑色の箇所になります。灰出し設備のうち、飛灰混練機でございます。焼却炉から排出された排ガスに浮遊する飛灰を薬剤により固化する装置でございます。その混練機内の消耗部品の取りかえを行います。

次に⑨、フローシートでは表わされておりませ

んが、資料1では⑨、電気設備と記載しております。当センターは受電、送電いずれも特別高压に分類される2万2千ボルトで、主幹回路をまず6,600ボルトに減圧し、さらに通常のプラント駆動機器は440ボルト、建築設備関係につきましては220ボルトと100ボルトに減圧しております。

これらの変圧器や配電盤など、専門の資格を持つ技術者による精密点検・整備や絶縁抵抗測定など、各種保安テストを行います。

この整備は、焼却炉を全炉停止したうえで、別途作業用の発電機を備えての作業となります。また、本作業につきましては、焼却施設、リサイクルプラザ施設など、クリーンセンター全体の電気設備の定期整備となります。

以上が、今回の定期点検の整備工事の主なものでございます。

次に、全体工程について資料3をご覧くださいと思います。

主に焼却炉の点検整備と、その他共通設備の点検整備の工程を示したものでございます。契約締結後は、焼却炉では1号炉、3号炉、2号炉の順で焼却炉の運転計画に基づき炉を停止させ、点検整備工事を行ってまいります。

共通設備になります電気設備、蒸気タービン発電機などの点検整備につきましては10月、ボイラ・タービンの安全管理審査は1月を予定しております。

なお、10月初旬より中旬にかけては、全炉を停止しての点検整備となりますが、この期間のごみの受け入れ業務につきましては、通常通り行うこととしております。

工期といたしましては、現場工事完了後の手直しや性能確認などを含め、平成31年3月29日までといたしております。

なお、契約しようとする金額は、議案書のとおり2億3,144万4千円でございます。

また、契約の相手方は、施設の性質上、限られた期間で施工する必要があり、設備全体の特質を理論的、技術的に十分把握していることが必要不

可欠であるため、建設施工業者である川崎重工業株式会社関西支社と随意契約をいたしたいたためのものでございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○米田貴志議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第5号平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

ただいま上程をされました議案第5号平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

歳入につきまして、清掃施設の整備事業に係る起債940万円を第5款組合債に追加し、同額を第1款分担金より減額をしたものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○米田貴志議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○米田貴志議長

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○米田貴志議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議する議案は全て終了いたしました。

続きまして、日程第4、一般質問に入ります。

通告がありますので発言を許します。鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

発言のお許しをいただきましたので、通告のとおり、一般質問をいたします。

まず、廃棄物処分手数料について、お伺いいたします。

先ほどの議員協議会で少し議論がありましたが、本会議での議論は後日、議事録として記録されますので一般質問で行います。

今回の質問はごみの処理経費の推移について、そして焼却手数料の改定への取り組みについてです。ちょうど、私が5年前の平成25年3月28日の本会議において質問した内容とほぼ同じ質問内容となっておりますが、5年が経過していますので変更があったのかどうかを含めて、答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

ごみの処理経費の推移についてお聞きいたします。本クリーンセンターのごみ処理経費の最近5

年間の推移についてお伺いいたします。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えいたします。

まず、お答えする前に、ごみ処理経費につきましては、決算額から公債費と投資的経費を差し引いた額をごみ処理量で割って算出した1トン当たりの額であり、平成25年から平成26年にかけて行った旧工場の解体工事費は除いておりますので、ご了承ください。

それでは、直近5カ年のごみ処理経費ですが、平成24年度がごみ1トン当たり1万5,616円、平成25年度が1万7,766円、平成26年度が1万6,086円、平成27年度が1万5,112円、平成28年度が1万4,832円となっております、この5カ年平均ですと約1万5,800円となります。また、平成29年度もほぼ同額となっております。

以上でございます。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

答弁いただきました。今の答弁では大体ごみ1トン当たり5年間の平均が1万5千円前後ということの答弁でした。このクリーンセンターが建設された平成19年当時は、1トン当たり1万1千円から1万2千円でありました。現在、焼却コストは1万5千円と大きく増加しています。現在の焼却コストに近づける必要があると考えます。

参考までに、1トン当たりの建設費の償却費、借入金の返却等、ごみ焼却に係る総コストが幾らなのかお伺いいたします。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えいたします。これにつきましても先ほどと同様、旧工場の解体工事費は除かせていただきます。決算額ベースでお答えさせていただきますが、平成24年度が、ごみ1トン当たり4万871円、



平成25年度が4万2,846円、平成26年度が4万861円、平成27年度が4万1,014円、平成28年度が4万1,858円となっており、この5年間平均ですと、約4万1,500円となります。

以上でございます。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

答弁いただきました。今の答弁でありますと、5年間平均で1トン当たり4万1,500円ということであります。行政が、岸和田市・貝塚市がごみに関して費用を出して建設して、運営していつているという総額でいけば1トン4万1,500円かかっているというのが現状であります。先ほどから焼却手数料の改定という議題が上っておりますけれども、本来的には4万円ほどかかっていると。しかし行政はごみを処理して市民の健康的な生活を守る必要があるということで、こういう費用が支出されております。

次に、手数料の改定への取り組みについて、クリーンセンターに直接搬入される分と、許可業者を経由して事業系から受け取る処分手数料が現在幾らなのか、お伺いいたします。また、近隣市の焼却施設の手数料の状況について、お伺いいたします。

○米田貴志議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えいたします。

まず、現在クリーンセンターにおける直接搬入の処分手数料は1トン当たり1万930円でございます。許可業者を経由する処分手数料は1トン当たり3,520円となっております。

次に、近隣市の直接搬入時処分手数料の状況につきましては、まず、堺市が、これは破碎施設を利用する場合がございますが、1トン当たり1万7千円で、堺市の破碎処理施設を利用しない、普通焼却ごみは1万1千円となっております。

次に、泉北環境でございますが、一般の直接搬

入が1トン当たり1万5千円で、事業系ごみは袋制が基本でございます。その他いろいろ搬入基準を設けており、比較できる1トン当たりの金額は出ませんので、ご了承ください。

次に、泉佐野田尻でございますが、処分手数料につきましては、全て1トン当たり1万円となっております。

続きまして、泉南清掃でございますが、直接搬入が1トン当たり1万円で、許可業者を経由する場合は1トン当たり9千円となっております。

以上でございます。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

今の答弁では、岸和田市貝塚市のクリーンセンターでは、業者の方々の処分手数料は1トン当たり3,520円、減免した結果、そういう金額であります。

今、大阪市を含めて大阪府下、この3,520円というのは最低の金額であると思います。それが20年近く改定をされておられません。後でこの件については申し上げたいと思います。比較して、やはりうちの岸和田市貝塚市清掃工場の処分手数料は大阪府下、一番安い金額となっておりますことは間違いない事実であります。

次に、事業系ごみの減免について、5年前、平成25年に質問していますが、現在も全く改定はされておられません。行財政改革において分担金の削減に大きく寄与する事業系ごみの減免についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○米田貴志議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

私のほうからお答えさせていただきます。

どのようにお考えなのかということで、岸和田市、貝塚市、組合で構成する三者協議会、また両市副市長以下で構成する理事幹事会において現在検討し、許可業者を経由する事業系の処分手数料につきましては、一般搬入者との差を小さくする

よう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

次に、クリーンセンターに搬入される家庭ごみの焼却手数料の改定についてもお聞きいたします。

○米田貴志議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

ご答弁申し上げます。

本クリーンセンターの一般搬入者の手数料改定については、処分経費額に近づけるよう事業系の減免改定とできれば同時に行おうと、現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

それでは、今答弁された2つの改定によってどの程度の増収になるのか、お伺いいたします。

○米田貴志議長

小南事務局長。

○小南和巳事務局長

どの程度の増収になるかということで、ご質問でございます。今のところ最終目標年度では、現状と比較した場合の効果額といたしましては、許可業者を経由する事業系の処分手数料で約2億7,000万円、直接搬入される処分手数料の改正では約3,000万円、合計3億円程度を見込んでいます。

以上です。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

答弁いただきました。この問題は5年前にほぼ今日の質問と同じ内容を議会で質問してあります。議事録に残っております。藤原管理者は当時もおられました。それで議論があって、後日そういう

協議会的なものを設けて前に進めていくよと、たしかそういう答弁であったと思います。岸和田市、貝塚市で、行財政改革という1つの目標も持っていて、岸和田市の処分料が高いというのは、それは改定するのは難しいと。そして事業者がたくさんおられて、関係している。それはもう大変な改定の努力が要ると思うんですよ。しかし5年前に質問した内容と、今と同じ内容の質問をしても、変わってないですね。これはいかなものかなど。一気に68%を改定するというのは並大抵のことではないと思います。しかし、手つかずに置いておけば5年がたち、10年がたち、大阪府下でも最低の料金となっております。これはほかのいろんな行政としての改革の中で放置しておくわけにはいかないと思います。

それで、管理者にお聞きいたします。三者協議会や理事幹事会で許可業者経由の事業系ごみの減免制度の改定案、焼却手数料改定の検討をしているという答弁でありましたけれども、どのような日程で取り組んでいくのか、それについてお聞きいたします。

○米田貴志議長

藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

私も3期9年目になりましたので、鳥居議員さんがご質問されたこと、本市の川岸議員さんが質問されたことはよく覚えております。私も見直すべきであるという立場はその当時から堅持をしておりました。ただ、いろんな経緯経過があり、それは鳥居議員もよくご存じだとは思いますが、私が管理者になり、事務局長以下に見直しをやっけていこうと、タイムスケジュールを持ってきなさいというところまで言いました。

私の考えているのは、鳥居議員がおっしゃったように、単に財政の健全化というよりも負担の公平性、大阪府下の自治体における公平性ということが私の頭にあります。4万何がかかっているので、それを皆もらえというのは、これは市町村の固有事務であり、そのために市民の人から税金をもら

っていますので、やっぱり我々としては負担の公平、近隣とのバランスを考えるのが管理者の一番の責務やと考えています。それで60何がしの減免を一気になくすということは、これは地域の事情、過去の経緯を完全に無視することになりますのでやっぱり地域の事情、過去の経緯経過も加味をしながら、私は先ほど言いましたように着実に進めていくという決意には変わりはありませんので。

ただ、当初お見せしましたように、来年4月から3年間で毎年やるということは、全然考えていません。やはり地域のほうに入り地域の理解を得て、過去の経緯経過もあり、その辺を加味した上で管理者として条例案を整理でき次第、議会のほうに上程をしたいと、少なくとも皆さん方は来年統一地方選挙で選挙の洗礼を受けますので、皆さん方の、この議会のメンバーの間に条例案を出せるように私としては頑張っていきたいと、このように考えています。

○米田貴志議長

鳥居議員。

○11番 鳥居宏次議員

管理者からの答弁をいただきました。68%というのは非常に金額でいえば大きいということで、一気にというのは難しいと思います。しかしblankが5年もあって、そういう中で以前から20年近く改定がなされていない、20年、減免に関しては、やっぱりそれはちょっと努力的なものが不足したのかなと思います。

事務局にはちょっと要望ですけども、事務局長に要望ですけど、資料をもっと、我々が議員として目を通していける資料を出してほしいと思います。5年前、私はもらいましたけれども、期日がたっていて、やっぱり各近隣とかそういう今の処理費用のデータを出してほしいと。次の議会までに出していただきたいと要望しておきます。今後、この岸和田市貝塚市清掃議会は、11月が定例会なのですね。それまでに一応の形をとっていただけるように、要望して終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○米田貴志議長

藤原龍男管理者。

○藤原龍男管理者

鳥居議員から一番初めに質問を受けてから5年、blankというよりはこの間、事務局も懸命の努力を重ねてきていたということをご理解願いたいと。鳥居議員が言ったこと、川岸議員が言ったこと、その他の議員の言ったこと、全く知らぬ存ぜぬではなかったと。我々管理者、副管理者をはじめ職員の皆さんがいろんな知恵を出して、業者に説明にも行ったという経過もありますので、その辺はご理解願いたいと。

次回が11月の議会ということなのですが、11月議会か、ないしは予算議会までには整理をしていきたいと、このように思います。ただ単に60数%を超えるような減免をばしゃばしゃばしゃっと、包丁で豆腐を切るみたいなわけにはいかんと。それはもう鳥居議員もよくご存じだと思うので、その辺は十分地域の事情、過去の経緯経過を踏まえて適切に対処し、負担の公平性に向けて管理者として、副管理者と力を合わせて努力していきたいと、このように思っています。

○米田貴志議長

これもちまして、一般質問を終わります。

以上もちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼申し上げます。

これもちまして、平成30年第2回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 米 田 貴 志	
同 議 員 阪 口 勇	
同 議 員 田 中 学	

平成30年第2回組合議会定例会議案

議案番号	件名	備考
議案第4号	岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事請負契約の締結について	
議案第5号	平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)	別冊

岸和田市貝塚市清掃施設組合

## 議案第4号

### 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事

#### 請負契約の締結について

岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月21日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者 藤原 龍男

#### 記

- 1 契約の目的 岸和田市貝塚市クリーンセンター定期点検整備工事
- 1 契約の方法 随意契約
- 1 契約金額 金231,444,000円
- 1 契約の相手方 大阪市北区曾根崎2丁目12番7号(清和梅田ビル)  
川崎重工業株式会社関西支社  
支社長 飛永 佳成

平成 30 年度 補正予算書

岸和田市貝塚市清掃施設組合





議案第5号

平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)

平成30年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入歳出予算補正」に掲げるとおり、当該款・項の区分ごとの金額を補正する。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年8月21日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合  
管理者 藤原 龍男

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
01 分担金		3,198,466	△ 9,400	3,189,066
	01 分担金	3,198,466	△ 9,400	3,189,066
05 組合債		228,800	9,400	238,200
	01 組合債	228,800	9,400	238,200
歳入合計		3,923,944	0	3,923,944

## 2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳出合計		3,923,944	0	3,923,944

第2表 地方債補正

(変更分)

起債の目的	補正前							補正後								
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間	
清掃施設整備事業	千円 228,800		%以内	年以内	年以内			平成30年 3月28日 提出議案 第1号3 月28日可 決	千円 238,200		%以内		年以内	年以内		

事項別明細書











## 2 歳 入

(款) 01 分担金 (項) 01 分担金

款 項 目	補正前の額	補正額	比 較
01 分担金	3,198,466	△ 9,400	3,189,066
01 分担金	3,198,466	△ 9,400	3,189,066
01 組合市分担金	3,198,466	△ 9,400	3,189,066

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 組合市分担金	3,189,066	岸和田市・貝塚市分担金 3,189,066 (総務課)  平成27年10月1日国勢調査 283,605人  岸和田市 194,911人 (68.73%)  貝塚市 88,694人 (31.27%)  $3,189,066 \text{千円} \times 2/10 \times 1/2 = 318,906,600 \text{円 (A)}$  $3,189,066 \text{千円} \times 8/10 \times 68.73/100 = 1,753,476,049 \text{円 (イ)}$  $3,189,066 \text{千円} \times 8/10 \times 31.27/100 = 797,776,751 \text{円 (ロ)}$  岸和田市分担金 (A + イ) = 2,072,382,649円 (64.984%)  貝塚市分担金 (A + ロ) = 1,116,683,351円 (35.016%)

(款) 05 組合債 (項) 01 組合債

款 項 目	補正前の額	補正額	比 較
05 組合債	228,800	9,400	238,200
01 組合債	228,800	9,400	238,200
01 清掃施設整備事業債	228,800	9,400	238,200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 清掃施設整備 事業債	238,200	大阪湾圏域広域処理場（フェニックス計画）整備委託事業債 3,100 （環境技術課）  ごみ処理施設増設事業債  235,100 （環境技術課）

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 02 施設費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	2,190,694	0	2,190,694	0	238,200	0	1,952,494
02 施設費	1,962,628	0	1,962,628	0	238,200	0	1,724,428
01 施設管理費	1,962,628	0	1,962,628	0	238,200	0	1,724,428

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額	事業別区分	内訳

1) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額			
	補正前 の額	補正額	補正後 の額	当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額		補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額
				補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額						
1 普通債													
(4) ごみ処理施設 増設事業債	741,400		741,400	225,700	9,400	235,100	4,791			4,791	962,309	9,400	971,709
計	4,982,863		4,982,863	228,800	9,400	238,200	1,658,766			1,658,766	3,552,897	9,400	3,562,297



